

大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年 2 月 27 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第 3 号

大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例施行規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例施行規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（工事費精算により追徴、還付しない額） 第 8 条 条例第 9 条第 3 項ただし書の規定により企業長が定める額は、100円とする。 （給水施設の修繕等の請求） 第 9 条 条例第10条第 1 項に規定する修繕その他必要な措置を請求する者は、給水施設修繕等請求書（様式第 5 号）を企業長に提出しなければならない。 （配水施設の設置等に要する費用の通知） 第10条 企業長は、条例第11条第 1 項の規定により配水施設の設置又は改造を行う場合は、<u>同項</u>に規定する給水を受けようとする者の費用負担額を定めて、その者に通知する。 2 条例第11条第 1 項の規定により費用負担を求める配水施設は、<u>次</u>に定めるところとする。 （1）・（2） （略） （費用の算出方法） 第11条 条例第12条第 1 項各号に掲げる費用の算出は、<u>次</u>に定めるところによる。 （1）—（4） （略） （5）間接経費は、必要な事務に要する費用とし、<u>前各号に掲げる費用の合計額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。</u>ただし、企業長は、その額により難いと認めるときは、乗率を減ずることがある。	（工事費精算により追徴、還付しない額） 第 8 条 条例第 9 条第 2 項ただし書の規定により企業長が定める額は、100円とする。 （給水施設の修繕等の請求） 第 9 条 条例第10条に規定する修繕その他必要な措置を請求する者は、給水施設修繕等請求書（様式第 5 号）を企業長に提出しなければならない。 （配水施設の設置等に要する費用の通知） 第10条 企業長は、条例第11条の規定により配水施設の設置又は改造を行う場合は、<u>同条</u>に規定する給水を受けようとする者の費用負担額を定めて、その者に通知する。 2 条例第11条の規定により費用負担を求める配水施設は、<u>次の各号</u>に定めるところとする。 （1）・（2） （略） （費用の算出方法） 第11条 条例第12条第 1 項各号に掲げる費用の算出は、<u>次の各号</u>に定めるところによる。 （1）—（4） （略） （5）間接経費は、<u>工事監督費、調査費、設計費、事務費、通信連絡費その他の費用とし、その額は、前各号に掲げた費用の合計額に100分の10を乗じて得た額とする。</u>ただし、企業長は、その額により難いと認めるときは、乗率を減ずることがある。 2 条例第12条第 2 項に規定する特別の費用は、<u>前項各号に掲げる費用の合計額に100分の 5 を乗じて得た額</u>その他必要な額

(ポンプ設置の許可申請) 第12条 条例第13条第1項に規定する許可を受けようとする者は、ポンプ設置許可申請書(様式第6号)を企業長に提出しなければならない。 (使用の開始等の届出) 第16条 (略) (1) (略) (2) 使用の休止の届 休止予定日の10日前 (3) <u>使用の廃止の届</u> <u>廃止予定日の20日前</u> (メーター検査の請求及び損害賠償額) 第19条 (略) 2 条例第18条第2項に規定する損害賠償額は、<u>次</u>に定めるところによる。 (1)・(2) (略) 3 (略) (負担金の算出) 第20条 (略) 2 条例第23条の規定に基づき工業用水道の使用を廃止したとき又は同<u>第29条第1項</u>の規定に基づき給水施設の切断をされたときの負担金は、基本使用水量から100立方メートル(基本使用水量が100立方メートル以下の場合は、当該基本使用水量)を減じた水量に1立方メートル当たりの負担額を乗じて得た額とする。 3 (略) (納期限等) 第21条 条例第23条に規定する負担金の<u>納期限</u>は、減量又は廃止の日から起算して日曜日又は銀行法施行令(昭和57年政令第40号)第5条第1項各号に掲げる日のいずれかに該当する日(以下「休日等」という。)がある場合はこれを除いた5日前とする。ただし、給水施設の切断をした場合の負担金の<u>納期限</u>は、給水施設を切断した日とする。 2 条例第26条第1項に規定する保証金の<u>納期限</u>は、給水開始から起算して休日等がある場合はこれを除いた5日前とする。 (履行延期の特約等) 第21条の2 (略) 2 前項の規定による決定をするときは、<u>納期限</u>から5年以内においてその延長に係る履行期限を定め、特にやむを得ない理由があると認める場合を除き、履行延期の特約の申請の受付日(当該受付日が第21条の<u>納期限</u>以前のときは、当該<u>納期限</u>)の翌日から延期した<u>納期限</u>までの日	とする。 (ポンプ設置の許可申請) 第12条 条例第13条に規定する許可を受けようとする者は、ポンプ設置許可申請書(様式第6号)を企業長に提出しなければならない。 (使用の開始等の届出) 第16条 (略) (1) (略) (2) 使用の休止 <u>又は廃止</u>の届 休止 <u>又は廃止</u>予定日の10日前 (メーター検査の請求及び損害賠償額) 第19条 (略) 2 条例第18条第2項に規定する損害賠償額は、<u>次の各号</u>に定めるところによる。 (1)・(2) (略) 3 (略) (負担金の算出) 第20条 (略) 2 条例第23条の規定に基づき工業用水道の使用を廃止したとき又は同<u>第29条</u>の規定に基づき給水施設の切断をされたときの負担金は、基本使用水量から100立方メートル(基本使用水量が100立方メートル以下の場合は、当該基本使用水量)を減じた水量に1立方メートル当たりの負担額を乗じて得た額とする。 3 (略) (納付期限等) 第21条 条例第23条に規定する負担金の<u>納付期限</u>は、減量又は廃止の日の5日前(当該期限が日曜日又は銀行法施行令(昭和57年政令第40号)第5条第1項各号に掲げる日のいずれかに該当する場合にあっては、これらの日(以下「休日等」という。)の翌日)とする。ただし、給水施設の切断をした場合の負担金の<u>納付期限</u>は、給水施設を切断した日とする。 2 条例第26条に規定する保証金の<u>納付期限</u>は、給水開始の5日前(当該期限が休日等の場合は、その翌日)とする。 (履行延期の特約等) 第21条の2 (略) 2 前項の規定による決定をするときは、<u>納付期限</u>から5年以内においてその延長に係る履行期限を定め、特にやむを得ない理由があると認める場合を除き、履行延期の特約の申請の受付日(当該受付日が第21条の<u>納付期限</u>以前のときは、当該<u>納付期限</u>)の翌日から延期した<u>納付期限</u>
--	--

数に応じ、当該負担金に対し、年3.1パーセントの割合で計算した延納利息（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を付すものとする。

3・4（略）

（料金等の減免及び負担金の免除）

第22条（略）

(1)（略）

(2) 使用者が、使用者の責に帰さない災害により、使用者の操業に要する設備等が被害を受けたことで操業が不可能となり、第16条第2号に基づき休止期間が10日以上となる使用の休止届を提出した場合。なお、この場合における減免の対象となる休止期間は6か月を上限とする。

(3)（略）

2・3（略）

様式第7号（第16条関係）

工業用水
使用開始(休止・廃止)届
年 月 日
大阪広域水道企業団企業長 様
住 所
会 社 名
代表者氏名 ㊞

下記のとおり、使用を開始(休止・廃止)したいので、大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例第16条の規定により届け出ます。

記

施設の場所	
使用開始等の 予定年月日	年 月 日 <u>から開始</u> <u>をもって</u> <u>廃止</u>
又は 休止の期間	年 月 日から 日間休止 年 月 日まで
理由	

注：1・2（略）

3 使用休止の場合は、その予定日の10日前までに提出してください。

4 使用廃止の場合は、その予定日

までの日数に応じ、当該負担金に対し、年3.1パーセントの割合で計算した延納利息（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を付すものとする。

3・4（略）

（料金等の減免及び負担金の免除）

第22条（略）

(1)（略）

(2) 使用者が、使用者の責に帰さない災害により、使用者の操業に要する設備等が被害を受けたことで操業が不可能となり、第16条第1項第2号に基づき休止期間が10日以上となる使用の休止届を提出した場合。なお、この場合における減免の対象となる休止期間は6か月を上限とする。

(3)（略）

2・3（略）

様式第7号（第16条関係）

工業用水
使用開始(休止・廃止)届
年 月 日
大阪広域水道企業団企業長 様
住 所
会 社 名
代表者氏名 ㊞

下記のとおり、使用を開始(休止・廃止)したいので、大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例第16条の規定により届け出ます。

記

施設の場所	
使用開始等の 予定年月日	年 月 日 <u>から開始</u> <u>(廃止)</u> 年 月 日から 日間休止 年 月 日まで
又は 休止の期間	
理由	

注：1・2（略）

3 使用休止又は廃止の場合は、その予定日の10日前までに提出してください。

の20日前までに提出してください。	
-------------------	--

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例施行規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第30号。以下「管理規程」という。）で定める様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規程による改正後の管理規程で定める様式により作成した用紙として使用することができる。